

# 令和6年度 堺市子育て世帯等 空き家活用定住支援事業補助金

若年単身世帯  
にも拡充！



そのまま住んでも

住んでからリフォームしても

リフォーム後を購入しても

最大

# 120万円

空き家の購入後、建替のために、取り壊す場合は対象外です。

令和5年度に購入し、令和6年3月に引越しをされた方も申請できます。

若年単身世帯(配偶者等がない世帯)も補助の対象に拡充しました。

※若年単身世帯は、令和6年度以降に売買契約を締結した世帯に限ります。

申請受付期間 令和6年5月1日から令和7年2月28日まで

補助率

補助対象経費  
(空き家購入費用)の **1/2**

補助  
上限額

**120万円**

**対象世帯・対象住宅**などの要件や  
申請書類などは必ず**市HP**よりご確認ください

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課



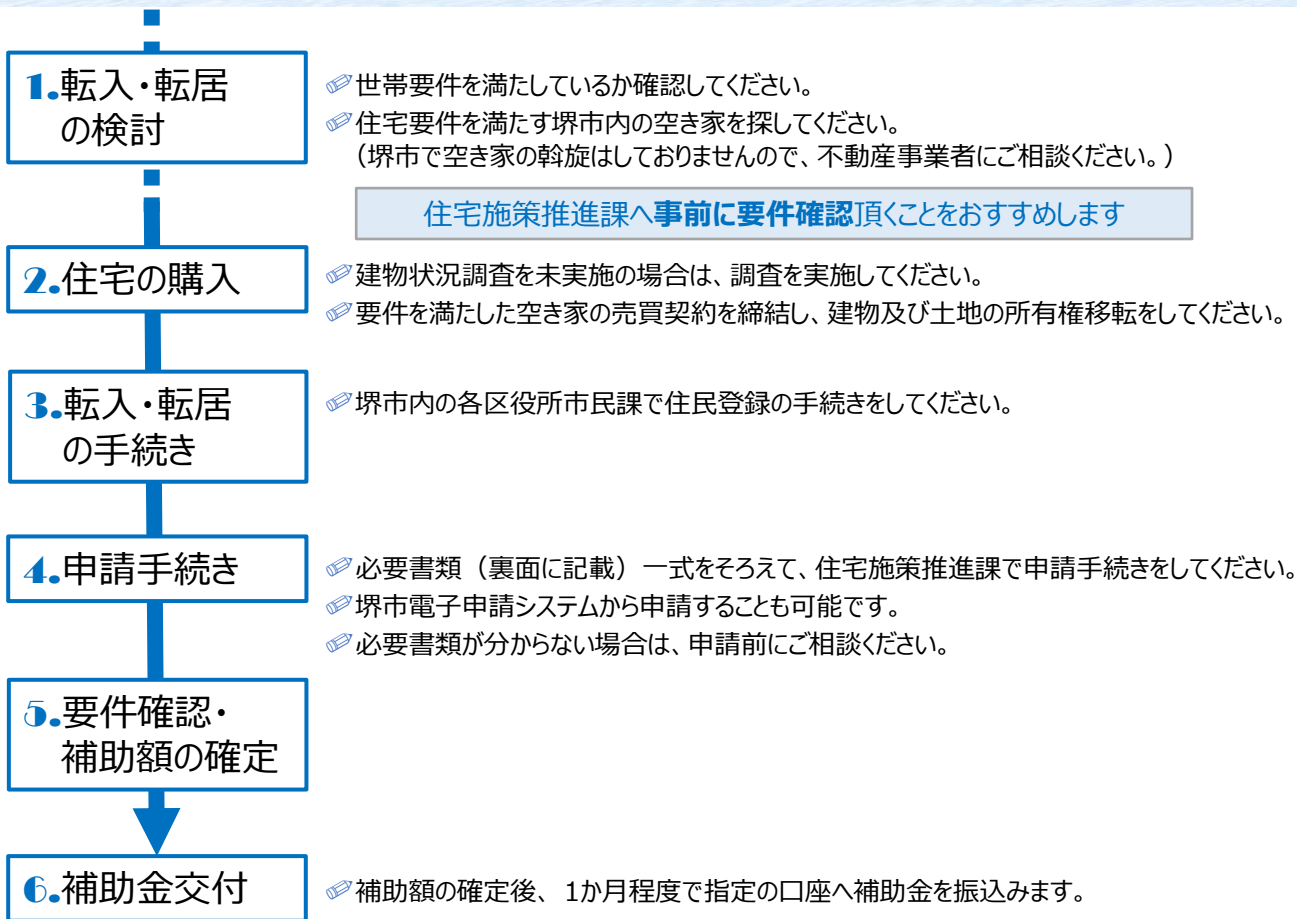
R6.4.1~

国土交通省

空き家は放置せず **仕舞う・活かす** で住みよい街に  
除却 活用



# 補助金交付までの流れ



## 申請受付期間など

申請受付期間	令和6年5月1日～令和7年2月28日の平日9時から12時、12時45分から17時30分 ※但し、 <b>申請書類に不備のない方から先着</b> で受付し、 <b>令和6年度予算に達した時点で受付を終了</b> しますので、予定より早く受付終了することがあります。(R6年度予算3,600万円) 予算の執行状況は市HPをご確認いただくか住宅施策推進課へお問合せください。
申請方法	書類一式をそろえて、住宅施策推進課へお越し頂き、申請手続きをしてください。 堺市電子申請システムから申請することも可能です。 不備がある場合、受付できません。 各区役所では手続きできません。窓口へお越しいただくことが困難な方は、事前に電話等でご相談ください。

## 補助額など

補助対象経費	<b>補助対象住宅の購入に要した費用</b> 売買契約書における土地代金及び建物代金（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計
補助額	<b>補助対象経費の1/2</b> または <b>120万円</b> のいずれか少ない額 ※千円未満は切り捨て。予算の範囲内で執行します。
予算額	<b>3,600万円</b> （120万円×30世帯） <b>申請先着順。予算の範囲で執行しますので、住宅を購入されても補助受付を終了している場合は、補助金を交付できません。</b>

補助金は課税対象ですので、原則、所得税の確定申告または市民税等の申告が必要です。

## 申請・問合せ先

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課  
(市役所高層館14階)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-8215 (直通)

Fax 072-228-8034

Mail jusui@city.sakai.lg.jp

平日9時～12時、12時45分～17時30分

